

投資家の皆様へ

「一般債振替制度」が開始されます

◆ 平成18年(2006年)1月10日(火)に「一般債振替制度」が開始されます

「一般債振替制度」とは、社債、地方債、公庫・公団債、円建外債などの権利移転を、従来の記番号管理に代え、振替機関や口座管理機関が備える振替口座簿における残高の増減額記録により行う「振替債」として取り扱う、新しい決済制度です。

◆ 新しい振替決済制度は次のような点で優れています

振替債は完全なペーパーレスであり、物理的な券面発行がありません。このため、券面の紛失や偽造といった事態がなくなります。

平成20年(2008年)1月6日(日)以降、税制優遇措置(非課税法人、マル優、源泉徴収不適用等)は、振替債のみに適用されるようになります。また、資本金1億円以上の指定内国法人の源泉徴収不適用は、振替債のみ、受けることができます。

◆ 現在保有されている既発債も「振替債」への移行をお願いいたします

既発債(発行者が振替機関に対し同意した銘柄に限ります。)も、平成18年(2006年)4月以降、振替債に移行することが可能です。なお、平成20年(2008年)1月5日(土)までに振替債に移行されなかった場合には、税制優遇措置を受けられません。

既発債の振替債への移行には、口座管理機関等に対し、移行申請等の手続きを委任することが必要となります。振替債への移行の手続きについては、お取引のある金融機関、証券会社等にお問い合わせ下さい。

- 一般債振替制度の詳細については、(株)証券保管振替機構のホームページ(<http://www.jasdec.com/sb/>)をご覧ください。
- 証券決済制度改革に関する情報については、証券決済制度改革推進センターのホームページ(<http://www.kessaicenter.com>)をご覧ください。